

## パートタイム労働対策の在り方について(中間報告)

近年、我が国においては、サービス経済化の進展、女子の就業意欲の高まり等を背景として、主婦層を中心にパートタイム労働者が増加し、約八〇〇万人に達している。また、今後の労働市場の動向や長寿社会の到来を展望すると、主婦、高齢者の一層の活用が図られなければならない、パートタイム労働はますます不可欠かつ重要な雇用形態になるものと思われる。しかしながら現状では、例えば、企業の雇用管理において必ずしも適切な取扱いがなされているとはいえず、また、労働条件等をめぐって様々な問題が指摘されている。

以上のような状況を踏まえると、パートタイム労働を一つの良好な雇用形態として社会的に確立するためには、パートタイム労働者の労働条件・福祉の向上に早急に取り組むことが重要である。

このため、本委員会においては、本年三月以来、パートタイム労働問題について検討を進めてきた。この間、関係者のヒアリング、企業視察等を重ねながら、本問題への政策対応の在り方を探ってきたところであるが、その成果を踏まえて、以下のとおり中間的に提言を行うものである。政府においても、この提言を踏まえ、適切な対応が進められるべきである。

### 1 パートタイム労働者を雇用する場合のルールの確立

パートタイム労働者の処遇及び労働条件等については、種々問題点が指摘されている。労働基準法等に定める法定の労働条件の履行確保の徹底を図ることはもちろんのこと、労働時間や雇用期間、賃金等の労働条件について、企業がパートタイム労働者を雇用する場合に遵守すべき明確なルールを早急に確立し、徹底することが必要である。

### 2 雇用保険の適用促進

今般、雇用保険法を改正し、通常の労働者の労働時間の二分の一(週二二時間)以上働くパートタイム労働者に対する雇用保険の適用拡大を行うこととしている。この内容を周知し、適用促進を図ることが必要である。

### 3 減税

平成元年度の税制改正により、パートタイム労働者等として働く主婦の年収が非課税限度額(九二万円)を超えると、本人に課税されるのみならず、夫の収入から配偶者控除が受けられなくなるなどにより、家計全体の可処分所得がかえって減少するという問題の解決をみたところである。この点の周知が不十分であるので、一層の周知活動が必要である。

さらに、パートタイム労働者の就労及び賃金の実態を考慮し、低所得者世帯の税負担の軽減を図る見地から、来年度の税制改正により、大幅な所得税及び住民税の減税（非課税限度額の大幅引上げ、所得税率の引下げ等）を実施すべきである。

#### 4 パートタイム労働者の退職金の普及

勤続年数が長期化し、基幹労働力化しているパートタイム労働者にふさわしい退職金制度について普及を図る。また、中小企業退職金共済制度へのパートタイム労働者の加入促進を図るため、制度の見直しを含む所要の対策を講ずることが必要である。

#### 5 パートバンクの増設

パートタイム労働者の職業紹介を専門に扱うパートバンクはすでに五二カ所設置され、求人企業、求職者の双方から好評を得ている。しかし、その設置は県庁所在地等に限定されている。パートタイム労働市働の円滑な需給調整を促進する見地から、引き続き積極的にパートバンクを増設し、県庁所在地以外においても設置をすすめることが必要である。

#### 6 教育訓練の推進

パートタイム労働者の労働条件の改善・向上を図るためには、その就業分野を専門職等の高度な分野に積極的に拡大していくことが重要である。

このため、公共職業訓練施設及び企業を通じ、パートタイム労働者が受講しやすい形の教育訓練の拡充に努めることが必要である。

#### 7 女子の就業継続の援助

(1) 女子パートタイム労働者の中には、育児等の事情から退職し、やむなくパートタイム労働者として就業している者が相当数みられる。

そこで、女子の継続就業の援助のため、

企業に対する女子雇用管理の改善のための指導・援助を強化するとともに地域内において育児・老親介護等のための人的なサービスを行うシステムを構築すること。

また、育児・老親介護等の問題をかかえる女子の継続就業のための雇用制度として、フルタイム労働から一時的に短時間労働に転換する制度の普及を図ること。

が必要である。

(2) また、パートタイム労働者である寡婦等の中には、フルタイマーへの転換を強く希望する者が相当数みられるので、これらの者のフルタイマーへの転換を積極的に援助していくことが必要である。